

## 京田辺市条例第 2 3 号

## 京田辺市中学校昼食等検討委員会設置条例

## (設置)

第 1 条 本市における中学校昼食等のあり方を検討するため、京田辺市中学校昼食等検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (所掌事項)

第 2 条 委員会は、京田辺市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、本市における中学校昼食等のあり方について調査及び審議を行い、その結果を教育委員会に答申する。

## (組織)

第 3 条 委員会は、教育委員会が委嘱し、又は任命する委員 15 名以内をもって組織する。

## (任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第 2 条の規定により答申する日までとする。

## (秘密保持義務)

第 5 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

## (委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

## 附 則

## (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

## (この条例の失効)

2 この条例は、第 2 条に定める答申の日限り、その効力を失う。